

保護者各位

四日市市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休業について

日頃は、本市の教育活動にご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、みだしのことについて、2月28日に文部科学省から「国内の小学校・中学校等の臨時休業を要請する」との通知がありました。

つきましては、本市において、下記のとおり対応しますので、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、学校が、お子様の家庭での学習や生活の様子を確認させていただくこともありますので、併せてご協力をお願いいたします。

記

1 臨時休業期間 令和2年3月5日（木）～3月24日（火）

学校保健安全法第20条（臨時休業）

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

※ 給食等については、小学校は3日まで実施。但し、4日は6年生のみ卒業お祝い給食を実施。中学校は、4日までデリバリー給食を実施します。

2 卒業式等の期日（予定）

(1) 中学校卒業式・・・3月 6日（金）

(2) 小学校卒業式・・・3月19日（木）

(3) 修了式・・・3月25日（水）

※ 卒業式については、卒業生とその保護者、学校関係者等の必要最小限の参加となります。

※ 卒業式当日の進行等の日程の詳細については、後日学校から連絡します。

※ 修了式の翌26日（木）からは学年末休業日となります。

3 臨時休業中の児童生徒の行動について

(1) 不要不急の外出は避ける。

(2) 不特定多数の人と接する機会の多い場所やイベント等への参加を控える。

(3) 規則正しい生活を送り、十分な睡眠と栄養バランスのとれた食事を心がける。

(4) 手洗い・咳エチケット・マスク・うがい等の感染症対策を徹底する。

(5) 発熱や風邪症状がみられる場合は、安静にし、十分な休養をとる。

(6) 本人及びご家族が、風邪症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、四日市市保健所等の相談機関に相談する。その場合は、学校へもご連絡をください。

4 その他

(1) 家庭学習については、各学校から指示された内容を計画的に行うようお子様にご指導ください。

(2) 臨時休業期間中の中学校の部活動については、休止となります。

(3) 中学校3年生の県立高等学校後期受検等、進路指導に係る対応については、各学校が適切に行ってまいりますので、各学校からの指示・連絡に従ってください。